

第 2 8 回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

と き 令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
1 0 番 松尾志信		

欠席委員

7 番 東清俊		

遅刻委員

出席事務局 藤本課長、中野、荒木、時岡

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 2 8 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 1 1 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 1 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 2 0 号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議案第 1 2 1 号土地改良事業参加資格交替申出の承認について

報告第 3 1 号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】 ただいまより第28回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

＜事務局長より9月の農業委員会関係活動報告を行う＞

【議長】 次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として6番和田委員、2番早委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、8番内田委員、9番岡本委員でした。

それでは、『議案第118号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局説明する＞

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

＜現地調査委員報告する＞

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第118号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第119号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局説明する＞

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

＜現地調査委員報告する＞

【議長】 それでは、ご審議願います。

【4番委員】 和久里の駐車場の件ですが7台分の区画をとるということですが進入口はどれぐらいの幅というのかは聞いておられますか。

【事務局】 車が1台分通れるぐらいの。

【4番委員】 進入口をきちんとしてもらわんと。以前あそこは防草シートはってあったんです。それがめくれて田んぼに全部落ちたことがあったんです。今度駐車場ができることによって車の入口を広めにとってもらおうようにしたほうがいいんじゃないかと。あそこよその倉庫ありますよね。あそこ狭いですよね。

【事務局】 申請者の方にお伝えさせていただきます。

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第119号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第１２０号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、「〇〇」にかかる〇〇推進委員と〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第１１条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇推進委員と〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇推進委員は退室してください。

<〇〇推進委員退室>

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、〇〇推進委員に関連する『議案第１２０号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇推進委員入室>

【議長】 続きまして〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇推進委員は退室してください。

<〇〇推進委員退室>

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、〇〇推進委員に関連する『議案第１２０号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇推進委員入室>

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第１２０号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして『議案第１２１号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、「〇〇」にかかる〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第１１条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇は退室してください。

<〇〇推進委員退室>

【５番委員】 合同会社という性質は

【事務局】 〇〇さんが耕作している団体のひとつとなっていて

【５番委員】 有限会社、合同会社、株式会社とありますが、その中間管理機構で１９年ぐらいい進めていくんですね。合同会社というものの性質がどういうものか分からないので、例えばそれがずっと存続するためには株式会社に移行しなければならないのか

【事務局】 今後、耕作していくにあたって合同会社が株式会社に移行しなければならないというものではございません。

【５番委員】 じゃあ、継続して合同会社の中に受け継いで社員というか、そういう人たちが入ってくればいいわけですね。

【事務局】 おっしゃる通りでございます。

(審議)

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

【議長】 挙手全員ですので、〇〇推進委員に関連する『議案第１２１号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり「承認」とさせていただきます。

〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇推進委員入室>

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第１２１号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり「承認」とさせていただきます。

続きまして、『報告第３１号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【９番委員】 昨日新聞に中間管理事業に預けたら固定資産税が半額になるいうて。まだ６道府県のいくつかの市長がしていないそれは農業委員会の不手際やいうて。小浜市ではそういうことは（あるか）。全国平均で固定資産税が田んぼ１ヘクタールについて大体１万円くらい。その辺わかる範囲で（教えてほしい）。

【事務局】 まだ確認できてませんので税務課に確認しておきます。間違いないと思うんですけどね。

【４番委員】そんな話ありましたね。

【９番委員】それが２年経ったら継続されていく。それを農業委員が届け出せんなんのやけどしてなかったもんでどっかでようけ徴収しとる市町村があつたいうて昨日新聞に。

【事務局】確認しておきます。

（事務局から「農業委員会改選の意向確認」について再度お願いと「地区別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」の確認を行う）

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より９月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第２８回農業委員会を終了させていただきます。